

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県森の工場活性化対策事業実施要領の運用について</p> <p>1 略</p> <p>2 森の工場事業実施計画の承認について            (1)～(3) 略            (4)要領第4並びに第5に規定する承認については、<u>令和4年4月1日以降に事業に着手する場合は、着手日までに計画承認申請を行うこととする。</u>            (5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 補助事業の実施期間について            (1)事業実施期間については、<u>森の工場ごとに</u>承認された事業計画の始期から原則5年間とする。            (2)～(4) 略</p> <p>5 略</p> <p><u>6 森の工場内における皆伐後の人工造林について</u>  <u>令和4年4月1日以降新規承認申請を行った森の工場事業実施計画については、要領第8号様式「5. 森の工場別・年度別事業実施計画及び事業実績」に針葉樹の皆伐計画がある場合には、同様式内の(1)の①欄に人工造林事業が計画されていることとし、皆伐が完了した年度の翌年度から起算して2年以内に人工造林を完了すること。また、実績面積については、皆伐面積の80%を下回る場合は、その理由を知事へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>7 森の工場の提出図面について</u>            (1) 要領別紙第1号様式の2の(1)の②に規定される施業計画図とは、森の工場の区域、計画期間内に実施する施業の範囲、当該年度の施業箇所が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。            (2) 要領第8号様式5に規定される施業計画図とは、森の工場の森林の区域、当該年度の施業箇所及び前年度の施業実績が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県森の工場活性化対策事業実施要領の運用について</p> <p>1 略</p> <p>2 森の工場事業実施計画の承認について            (1)～(3) 略            (4)要領第4並びに第5に規定する承認については、<u>補助金交付申請時までに承認を受けることとし、できる限り早い時期の承認申請に努めることとする。</u>            (5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 補助事業の実施期間について            (1)事業実施期間については、<u>平成29年以前に承認された森の工場事業実施計画については、平成29年以降原則5年以内、又は、新規に森の工場事業実施計画を承認された事業計画の始期から原則5年間とする。</u>            (2)～(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 森の工場の提出図面について            (1) 要領別紙第1号様式の2の(1)の②に規定される施業計画図とは、森の工場の区域、計画期間内に実施する施業の範囲、当該年度の施業箇所が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。            (2) 要領第8号様式5に規定される施業計画図とは、森の工場の森林の区域、当該年度の施業箇所及び前年度の施業実績が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。</p>